

土浦市監査委員告示第11号

地方自治法第199条第14項の規定により、令和7年3月26日付け土浦市監査委員告示第7号で公表した令和6年度定期監査結果報告書に基づき、土浦市教育長から措置を講じた旨通知があったので、別添のとおり告示する。

令和7年4月11日

土浦市監査委員 市 原 和 弘

土浦市監査委員 寺 内 充





土教委発第 439-19 号
令和 7 年 3 月 3 1 日

土浦市監査委員 市原 和弘 殿
土浦市監査委員 寺内 充 殿

土浦市教育長 入野 浩美
(担当課：文化振興課)



令和 6 年度実施の定期監査の結果に基づく措置状況について (通知)

定期監査の結果に基づき下記のとおり措置を講じたので、地方自治法第 199 条第 14 項の規定により通知します。

記



監査の結果 (指摘事項)	【確認した事実】 納入通知で納期限を記載していないものがあった。 【措置すべき内容】 会計規則第 13 条によれば、納入通知書の納期限は、通知書の発行日から 20 日以内において定めなければならないが、令和 5 年度定期監査結果報告書の監査委員意見にも同様の記載がされたにもかかわらず、市民ギャラリー使用料に関する納入通知書の納期限の記載がされていないものが多数あったため、適正に処理された。
講じた措置の内容	市民ギャラリー利用料の納入通知書につきましては、利用許可書と一括して送付しております。送付する際、宛名・内容物・納入通知書の納期限につきまして複数名で確認を行っているところですが、さらにチェックリストを作成し活用することにより、納期限の記載漏れがないよう、確認を徹底することといたしました。